

## 大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況

### (1) 障がい者計画策定・推進部会

- 平成 31 年 3 月 14 日 第 2 回障がい者計画策定・推進部会
  - ・ 2019 年度大阪市障がい者等基礎調査について
  - ・ 第 5 期障がい者福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の実施状況について
  - ・ 平成 30 年度以降の障がい者支援計画の進捗状況について

### (2) 地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）

- 平成 31 年 3 月 15 日 第 2 回大阪市地域自立支援協議会
  - ・ 各区地域自立支援協議会の活動状況について
  - ・ 平成 29 年度各区障がい者相談支援センターの運営評価について
  - ・ 指定相談支援事業の実施状況について
  - ・ 地域生活への移行推進に向けた取組について
  - ・ 地域生活支援拠点等の整備状況について
  - ・ 各区から提出された全市的課題について
  - ・ 日中サービス支援型グループホームの評価等について

### (3) 発達障がい者支援部会

- 平成 31 年 3 月 25 日 第 2 回発達障がい者支援部会
  - ・ 発達障がい者支援センター事業実施状況について
  - ・ 発達障がい者支援施策の実施状況等について
  - ・ 切れ目のない支援の引き継ぎの仕組みづくりについて

### (4) 障がい者差別解消支援地域協議部会

- 平成 31 年 3 月 13 日 第 2 回障がい者差別解消支援地域協議部会
  - ・ 相談窓口における対応状況（平成 30 年 4 月～平成 31 年 2 月）
  - ・ 大阪市各部署で行った環境整備の事例について
  - ・ 平成 30 年度における研修及び啓発の取組状況
  - ・ 市条例制定に関する意見について

## 地域移行の推進に向けた取組について

## 1. 地域移行の推進に向けた検討内容

地域移行の推進に向けた検討を進めるため、前回の協議会において、入院・入所中から地域生活へ移行するまでを、3つのフェーズに分けて論点整理

①「前段階の支援」 → ②「地域移行支援段階」 → ③「地域定着段階」

このうち、前段階の支援にかかる取組として、今年度、下記の取組を実施

## 2. 障がい者支援施設との連携強化について

## (1) 趣旨

地域移行を推進していくためには、まず各施設に入所されている方の状況やニーズを把握したうえで取組を進めていくことが必要であり、また入所されている方ご本人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮したうえで、入所者のうち地域生活への移行を希望する方については、地域移行支援などの支援が円滑に提供できるよう、各障がい者支援施設と相談支援事業所との連携を深めることも重要である。

そのため、大阪市福祉局と各区障がい者基幹相談支援センターが各障がい者支援施設を訪問し、相互の交流や協力を促進するために重要となる「顔の見える関係」づくりに取り組むとともに、意見交換をしたうえで今後の地域移行に関する取組につなげていく。

## (2) 取組内容

- 市内障がい者支援施設と各区障がい者基幹相談支援センターとの連携強化を図るため、
- ・市内を南北の2ブロックに分け、地域ごとに障がい者支援施設を担当する障がい者基幹相談支援センターを設定
  - ・各障がい者基幹相談支援センターが各施設を訪問し連携を強化したうえで、障がい者基幹相談支援センターの役割や地域移行支援等についての説明を実施
  - ・訪問にあたっては、障がい者支援施設ごとに、施設所在区の区センター及びブロック内の2センター（計3名）、大阪市福祉局職員（1名）の計4名程度で訪問

担当ブロック及び訪問実績

【北ブロック】

	施設名	所在区	訪問日	参加センター
1	だんけのそのポレポレクラブ	淀川区		
2	希望の園	淀川区	2/14	淀川区、此花区、城東区
3	アンダンテ加島	淀川区		
4	障害者支援施設エフォール	東淀川区		
5	ハニカム	東淀川区	2/6	東淀川区、都島区、福島区
6	福島育成園	福島区		
7	つるみの郷	鶴見区		
8	日本ライトハウスきらきら	鶴見区		
9	障害者支援施設ふくろうの杜	大正区	2/13	大正区、西淀川区、旭区
10	障害者支援施設北村園	大正区	2/13	大正区、西淀川区、旭区

《担当区》	北区、都島区、福島区、此花区、西区、大正区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区、城東区、鶴見区
-------	--

【南ブロック】

	施設名	所在区	訪問日	参加センター
1	障害者支援施設知恩寮	天王寺区		
2	指定障害者支援施設豊生園	生野区		
3	障害者支援施設アテナ平和	阿倍野区		
4	大阪府立障害者自立センター	住吉区	2/5	住吉区、天王寺区、浪速区
5	障害者支援施設いまみや	西成区		
6	第一博愛	西成区		
7	今林の里	東住吉区	2/21	東住吉区、阿倍野区、平野区
8	ヴァンサンクの郷	東住吉区		
9	永寿の里彩羽	平野区		
10	大阪市更生療育センター	平野区	2/6	平野区、東成区、住吉区

《担当区》	中央区、港区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
-------	--

#### 《情報交換の内容》

- ・障がい者基幹相談支援センターの役割と活動内容の紹介
- ・障がい者支援施設の生活状況の紹介
- ・地域移行等に関する意見交換
- ・今後の取組に対する希望について など

#### (3) 施設を訪問して

各障がい者支援施設とも、本人を中心とした本人が希望する生活に向けた支援に努めている。基幹相談支援センターと障がい者支援施設との「顔の見える関係」が深まり、今後のさまざまな連携が期待できる。

障がい者支援施設からは、地域移行について、

- ・本人の障がい状況に対応できる体制が地域において構築できていないのではないか
- ・家族等が施設生活の継続を希望している
- ・地域移行可能なケースがあれば、積極的に進めたい

等の意見が多く聞かれた。

今後は、地域生活への移行を希望する人が現れた場合、双方が連携してスムーズな移行への支援に結び付けられるよう、取組をさらに進める必要がある。

#### 3. 精神科病院の長期入院者への働きかけについて

平成30年度より、病状が安定しているにも関わらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対して、各種相談等を行い、退院意欲を高め、本人の意向により、障がい者自立支援給付制度の地域移行支援の申請ができるよう支援することを目的として、精神障がい者地域生活移行推進事業を実施

実施状況…別紙のとおり

【参考】

(1) 地域移行支援の利用状況 (実利用者数：平成 31 年 2 月請求分まで)

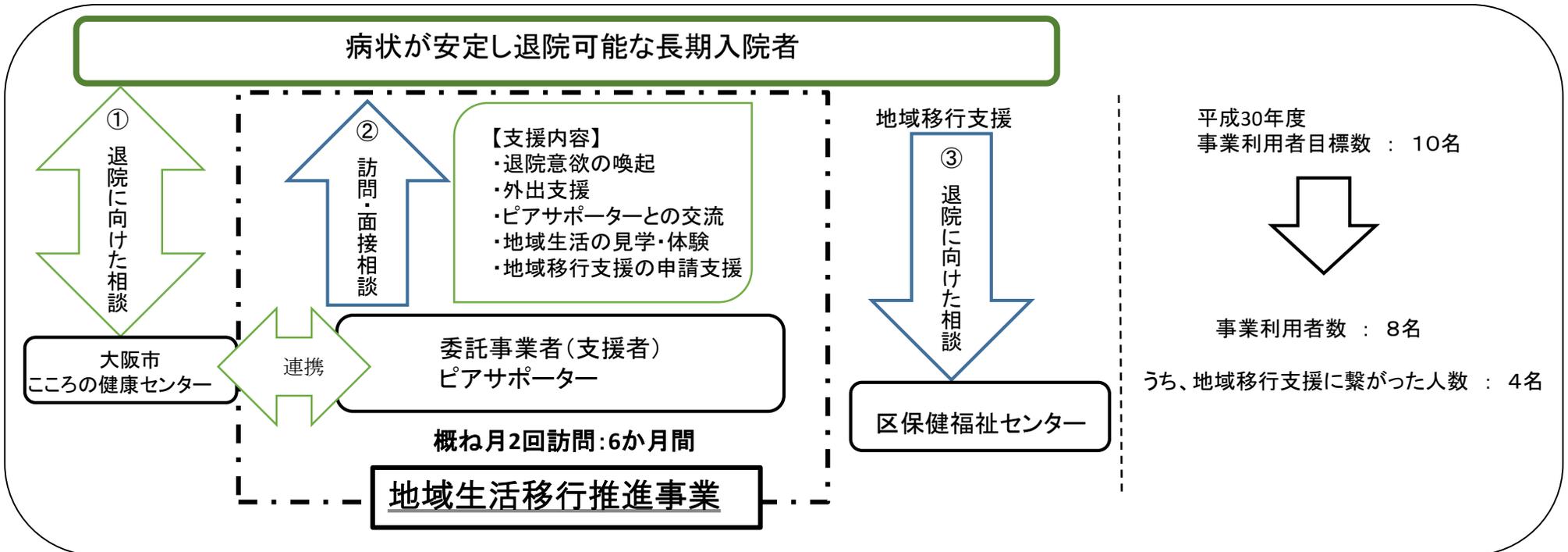
入院・入所先	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
精神科病院	21 人	26 人	22 人
障がい者支援施設 (療養介護含む)	0 人	2 人	4 人
障がい児入所施設	1 人	0 人	3 人
生活保護施設	1 人	2 人	1 人
矯正施設	0 人	0 人	0 人
計	23 人	30 人	30 人

(2) 地域移行支援利用交通費給付事業

平成 30 年度より、通常の事業の実施地域を超えて大阪市外の精神科病院・障がい者支援施設等への地域移行支援を提供する場合に要する交通費を給付……実績 11 名 (H31.1 末時点)

# 平成30年度 地域生活移行推進事業 進捗状況

(平成31年3月5日現在)



## 地域生活移行推進事業及び地域移行支援の利用状況

←→ 地域生活移行推進事業 ○ 地域移行支援

年度	30											
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
ケース1		←	←	←	←	←	←	←	○	○	○	
ケース2			←	←	←	←	○	○	○	○	○	
ケース3				←	←	←	←	←	←	○	○	
ケース4					←	←	←	←	○	○	○	
ケース5						←	←	←	←	←	←	
ケース6										←	←	
ケース7										←	←	
ケース8											←	
ケース9												
ケース10												

委託事業者 (公募)

- ・地域活動支援センター(生活支援型) 9か所
- ・一般相談支援事業者 1か所

◎地域移行支援時の交通費給付件数 : 11名

## 地域生活支援拠点等の整備について

## 1. 地域生活支援拠点等の必要な機能

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

《地域生活支援拠点等の整備の目的（H30.3 国作成パンフレットより抜粋）》

○拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障がい者等の地域での生活を支援する。

## 2. 前回の協議会で確認した今後の課題について

「緊急時の受入・対応」

「体験の機会・場」

## 緊急時の受入対応について

### (1) 各区障がい者基幹相談支援センターへの聞き取り

- ・各区障がい者基幹相談支援センター訪問にあわせて、緊急時の短期入所利用の現状について聞き取りを行った。
- ・短期入所は緊急時に即時に利用できる状況となっていないとの声が多い。その理由として、
  - ①短期入所の空き床がない
    - …絶対数が足りない（区による差も大きい）・空き床がない
  - ②どこが空いているかの情報がない
    - …手あたり次第連絡する必要がある
  - ③初めての人の受入が困難
    - …初めての人（特に行動障がいのある人等）は対応方法がわからないため受入れを拒まれることがある

これらの課題について、解決策を検討していく

### (2) 「緊急時」の定義について

- (例) 介護者が急病等により不在、若しくはそれと同等の状態となったため、本人の日常生活が困難となり、在宅での生活ができなくなる状況

### (3) 緊急時の対応にかかる論点 【別紙参照】

- ①短期入所の受入体制
  - ・短期入所事業所の確保
  - ・短期入所事業所への円滑な調整
- ②短期入所の利用ができない場合の対応策
  - ・居宅における対応
  - ・居宅以外の場所での対応
- ③休日・夜間帯での連絡対応体制
  - ・市役所、区役所等の閉庁時における連絡体制の確保
- ④支援が必要にもかかわらず福祉サービス等に結びついていない方の発見

## 【参考】

### ・特例介護給付費とは

☞障がい者等が支給申請をした日から、支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障がい福祉サービス等を受けたときに、後日支給決定された支給量の範囲内で支給することができるもの

### ・やむを得ない事由による措置とは

☞次の①～③のやむを得ない事由に該当すると認められる場合に、行政機関により、当該サービス等の利用を措置決定するもの

①障がい福祉サービス等に係る給付を受けることができる者が、事業者と契約をして障がい福祉サービス等を利用し、又はその前提となる支給申請を期待し難いことにより障がい福祉サービス等を利用することが著しく困難であると認められる場合

②家族等の介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合、または保護者が児童の障がいを受容できず児童に悪影響を与えると判断されるため、障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合

③その他、保健福祉センター所長がやむを得ない事由と認める場合

## 【参考】

《短期入所にかかる平成 30 年度報酬改定の状況》

### 『緊急短期入所受入加算』

(～29 年度)

- ・介護者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り加算
- ・現に利用定員の 95/100 に相当する利用者に対応している事業所において緊急利用する場合

↓

(30 年度～)

- ・介護者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合に、行った日から起算して7日(やむを得ない場合は 14 日)を限度として加算

### 『定員超過特例加算』(新設) 50 単位/日

- ・介護者の急病等の理由により、定員を超えて受け入れた場合に、10 日を限度として利用者全員に加算(その間は定員超過減算は適用しない)

### ・平成 29 年度加算取得状況 (Ⅰは福祉型短期入所、Ⅱは医療型短期入所の場合)

①緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	120 単位/日	実 8 人	3 事業所
②緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)	180 単位/日	実 5 人	1 事業所

↓

### ・平成 30 年度 (平成 30 年 11 月分まで (8 か月分))

①緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	180 単位/日	実 35 人	10 事業所
②緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)	270 単位/日	実 4 人	2 事業所

※定員超過特例加算 56 人 3 事業所

## 緊急事態発生（介護者の急病等）

